

論文審査の結果の要旨

論文題目 医薬・医療の近代化過程における伝統と変革
- 社会経済史の視点からみた近代日本の経験 -

氏名 二谷(中西)智子

本論文は、19世紀後半から20世紀前半期の日本における医薬・医療に関わる問題を社会経済史的な視点から分析することを意図し、明治維新期に導入された西欧近代医療のインパクトと、これに対する伝統的な医療の一つである富山の配置売薬業の対応を検討するとともに、医師の医療行為の記録や、地域の有力者たちが疫病の流行に対してとった態度などを検討することを通して、医薬・医療の近代化過程における伝統と変革の交錯を論じたものである。

あらかじめ構成を示すと、以下の8章からなっている。

序章 課題と方法

第1章 医療行政と医薬制度の近代化

第2章 処方医薬と売薬の変容 - 19世紀後半から20世紀前半 -

第3章 1879年コレラ流行と地域社会 - 石川県射水郡新湊三日曾根村の事例 -

第4章 19世紀における配置売薬業の展開 - 「加賀領売薬」を素材として -

第5章 20世紀前半における配置売薬業の展開 - 富山売薬を素材として -

第6章 医療費と医薬状況の展開 - 1860年代～1930年代 -

終章 総括

まず本書の構成に従って主要な論点とこれについての著者の貢献を明らかにし、その上で審査委員会の評価を記すこととしたい。

序章では、まず、対象としての「医療」と「薬業」の概念を明確化した上で、本論文の主題に関する著者の問題関心を、最近の歴史研究が明らかにしてきた「身体の歴史」に関わる業績との関係で明らかにしている。著者は、そこで変化期に生きた人々が伝統的な医術・医療・民間療法などと、西欧近代医学に基づく医療制度の展開の間で、どのような医療行動をとったのかに注目し、これまでの医療史研究がいずれかといえば、制度史研究に偏っていたことを批判している。

第1章は、法的な規制を受けることになる医薬品に関わるさまざまな職業、産業の特殊性を理解するために、まず、医療行政と制度的規制の変遷を確認することを主題としている。売薬取締りの基本的な理念が1870年の「有効無害」主義から72年に「無効無害」主義に変わり、さらに1909年には「有効無害」主義に再転換したこと、この間売薬の改良が進められたこと、医療行政では、1874年の医制以来、医薬分業が追求されたが実質的には医師による処方排除されず過渡的形態にとどまったことなど、制度改革が実際の医薬・医療の現場のあり方をにらみつつ、漸進的に変革されていったことが明らかにされる。

第2章は、こうした政策の展開の下で医薬品がどのような質的な変化を遂げたのかを医師の処方薬と薬種商・薬局の販売薬を比較して検討している。その結果、処方薬と販売薬の間には質的な差異があり、その差は時代とともにむしろ明確化したが、それらは病人たちがそれぞれの社会的条件に応じて医療サービスを選択する可能性を示唆するものであった。

第3章は、石川県におけるコレラの流行を事例に、地域の有力者であり廻船経営を営んでいた宮林家が、コレラ流行にどのように対処したかを書簡等を通して明らかにし、そこから西欧近代医療の効果が人々に実感され、実践されていった過程を明らかにしている。

以上の3つの章を通して著者は、西欧近代医療が導入された過程を、政策ないし産業規制、医薬の品質、人々の意識や医療行動の3側面から明らかにした。

次いで第4章は、こうした西欧近代医療の導入普及の一方で、伝統的医療に対する根強い需要が存在したことを配置売薬業の展開の中で分析した。この章では、医療サービスの提供者となる配置売薬業者が近世から近代へと規制の仕組みが変わる中で柔軟にその制度変化に対応して売薬業を持続的に展開したことを明らかにし、近世期の規制の解除だけを一方的に強調してきた先行研究を批判している。

こうした変化の中で、売薬に対する品質の向上と有効性の均一性をもとめる政府の規制が、売薬業の生産組織、企業組織に変革を求めることになり、会社組織の「生産構造」が形成されていくことになった。これが第5章の主題である。しかし、その一方で、消費者の売薬に対する根強い需要が伝統的な「家伝薬」の存続を可能にし、それ故に売薬業は依然として伝統的な医療の性格をも持ち続けることになったと指摘されている。

これら2つの章の分析によって、著者は伝統的な医療が、「西欧近代医療と切り離されて存続したのではなく、その影響下で自らを変革することで存続した」ことを強調している。

第6章は、このように多様な性格を持って展開する近代の医療サービスを人々はどのように利用したのかが検討される。そのため、著者は医療サービスの消費者である家計の分析を行い、分析対象となっている資産家の家計では、入院など多額の費用を要する医療サービスまで受け得たことを明らかにする。そうした高額な医療サービスは限られた社会階層にのみ利用可能であったとはいえ、そうした家計では、伝統的な薬補による和漢薬方剤から医師による診療、あるいは入院による施術など多様な医療サービスを選択的に享受していたことを指摘している。

以上の検討を要約しつつ、終章では、次のように述べている。すなわち、近代西欧医療の普及が半世紀以上の時間をかけて進展する中で、伝統的医療との共存が進むことになるが、急性伝染病の流行に対して近代西欧医療の効果が万能ではなかったこともあって、加持祈祷・配置売薬などの伝統的医療行動も織り交ぜて、人々は経済的負担の許す範囲内で、医療サービスを利用するようになっていた、と。

本論文は、以上のように近代西欧医療の導入普及とこれに対応して変容する伝統的な医療の双方に目を配りながら、近代日本における医療サービスがどのように人々の生活に受け入れられていたのかを明らかにしていったことに大きな特徴がある。

そうした問題関心に支えられながら、本論文で著者はいくつか実証面で貴重な成果を挙

げている。具体的には、開業医の診療記録に基づいて処方薬の変遷を明らかにしたこと、売薬業者であった岡本家の懸場帳の集積過程を明らかにしたこと、大正期にかけて配置売薬業のあり方が変容していく過程を明らかにしたこと、資産家層について家計支出の分析を通して医療サービスの実態を明らかにしたこと、などである。これらは著者の丹念な資料の収集と整理によって成し遂げられたものであり、これまで経済史研究では余り取り上げられなかった資料群、たとえば医師の医療に関わる記録などにまで及んでおり、これによって得られた事実の発掘が本論文の叙述を生き生きとしたものにしていく。

しかし、そうした評価を与えうる反面で、本論文には残された問題点が多いことも否めない。とくに問題なのは、著者自身が意図している「身体の歴史」という歴史研究の今日的な潮流との対話が、本論文においてどの程度なされているかが明確ではないことである。こうした問題に立ち入るためには、西欧近代医療や伝統的な配置売薬業による医療サービスが人々の生活にどのように浸透していったかを、より多角的な視角から検討しなければならないだろう。この点に関わる著者の叙述は、自らの思いが先行し、冷静で分析的な論理が後退している。たとえば、結語に登場する「医療的多元論」ともいべき著者の主張は、本論文の分析結果から直接的に導き出される結論ではない。

そうした限界のために、社会経済史的な視点から分析を進めるといふ著者の分析視点が全体にどのように生かされているのか、それは「身体の歴史」に関わる関心とどのように切り結ぶのかも判然とせず、各章で明らかにされる詳細な事実が、一つの時代像として浮かび上がってくるというほどには洗練されていない。

また、医療・医薬に関わるトータルな検討を意図するのであれば、医師という医療サービスを提供する主体の分析が不十分であること、伝統的な売薬の分析に比して、近代的な製薬業による医薬の供給に関わる分析を欠いていること、健康保険制度などについての制度的な検討を欠いていることなど、なお、今後研究を重ねて補充すべき重要な論点が残されている。

しかしながら、このような問題点があるとはいえ、本論文の実証研究の成果は、著者が自立した研究者として研究を継続し、その成果を通じて学界に貢献しうる能力を持っていることを明らかにしている。従って審査委員会は、本論文の著者が博士（経済学）の学位を授与されるに値するとの結論を得た。

審査委員	武田 晴人（主査）
	加瀬 和俊
	馬場 哲
	谷本 雅之
	中村 尚史